

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

1 日時：平成20年2月26日（火）14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第7号館12階 共用第2特別会議室

3 出席者：

（委員）美添座長、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、森委員、山本委員
（審議協力者）島村史郎氏（icons国際協力株式会社相談役）

内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府

（事務局）中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）他

- 4 議事次第
- （1）諸外国における主要な統計について
 - （2）有識者ヒアリング
 - （3）基幹統計の考え方について
 - （4）その他

5 議事概要

議題1：諸外国における主要な統計について

総務省政策統括官室から、資料1に基づき諸外国における重要な統計の指定の状況等について説明。

議題2：有識者ヒアリング

島村氏から、「我が国統計のあり方について」の意見の表明。

- その概要は以下のとおり。
 - ・ 日本の統計は、以前は、諸外国の手本となっていたが、近年は相対的に水準が低下していると認識。
 - ・ EUにおいて、Eurostatを中心とした統計の水準向上が顕著。Eurostatの決定事項は、イギリス、フランス、スペイン、ポルトガル等を通じて、旧植民地諸国にまで普及。またEurostatとアメリカの統計当局や国連統計局との連携も緊密である。一方、日本はEurostat等諸外国の統計機関との連携が不十分など、孤立化していると認識。
 - ・ 我が国の統計の在り方の検討に当たっては、①統計白書の作成、②統計体系の研究、③統計専門家の育成、④統計機関内の研究組織の整備、⑤散在する統計図書の検索システムの整備、⑥統計における民間経営方式の導入、⑦IT化の推進、⑧国際協力の在り方等について、統計委員会で議論していただきたい。また、議論の際には、海外の実態を把握することが重要。
- 説明に対する主な質疑応答は以下のとおり。
 - ・ 統計専門家の育成にはどのような手段が有効と考えるか。
 - 欧米で話を聞くとフランスのように国立の学校が設けられているのが良いという声が多い。また、オーストラリアで実施されている大学生への奨学金給付等が参考になる。
 - ・ 統計専門家が少ないというときの専門家とは何か。
 - 統計理論の分かる人。統計従事者とは異なり、数学ができないといけない。

- ・ 統計体系は、人口とか文化とか分野ごとには作成できるが、全体を網羅する体系の作成は困難。国連をはじめ世界各国が共通に使っているのは、統計年鑑等で採用している分野別の統計の枠組みである。この分野別を基点として、検討してゆくのが实际的であり、効率的である。
- ・ 統計委員会でも分野を基本として検討する方向。
 - 一つの原理で統計体系を作成することは不可能。静態統計体系（自然・環境統計等）、動態統計体系（人口統計、社会統計等）、指標統計体系（国民所得、I-O表等）などの分野ごとに作成するのも一つの考え。いずれにしても、統計体系の作成には、統計学者が案を出し合っ、て、討論が必要。
- ・ 欧米で示されているという「統計原則」とは何か。
 - 国連統計委員会で採択された「官庁統計の基本原則」を基に、EUやイギリス、ドイツ等で定められているもの。統計の中立性等について規定。
 - 新統計法に採択されている。
- ・ 行政記録情報の利用については、諸外国に比べ、日本では国民の拒否感が強いのではないか。
 - 欧米では、以前オランダで起きた人口センサスに対する大規模な調査拒否を契機に、登録データの利用が進んだところ。
- ・ 欧米に存在する統計の「User Group」とは何か。
 - オーストラリアでは、州ごとに、学者や地域代表等により統計の「User Group」が構成されており、新たな統計調査を実施する場合は、同グループから意見聴取することが必要。

議題3：基幹統計の考え方について

総務省政策統括官室から、資料3に基づき基幹統計の考え方について説明。

- その概要は以下の通り。
 - ・ 新統計法では、行政機関が作成する統計の中で特に重要な統計として、国勢統計、国民経済計算の他、総務大臣が指定するものとして、政策遂行、民間利用、国際比較の3要件に該当する統計が基幹統計となることが法定されている。
 - ・ 指定された基幹統計について、正確性、効率性といった品質等も要求される。
 - ・ 基幹統計は、統計調査によって作成されるもの、統計調査以外の方法（業務統計、加工統計）によって作成されるものがあり、統計調査と統計調査以外の方法とが混在することもあり得る。
 - ・ 基幹統計の作成を目的とする統計調査が基幹統計調査となり、複数の基幹統計調査から一つの基幹統計が作成されることもあり得る。
 - ・ 基幹統計の指定、基幹統計調査の承認という2つの行政行為があるが、実務の流れとしては、指定したままで調査が行われれないという空振り状態を避けるためには、指定及び承認は同時に統計委員会に対して諮問することが原則。
- 説明に対する主な質疑応答は以下のとおり。
 - ・ 資料3「基幹統計を巡る論点メモ」は、第2及び第3WGが基幹統計を検討する際の暫定ガイドラインになるものと認識。その要点は以下の3点と考える。
 - － 既存の指定統計の中からしか基幹統計を指定できないとするのではなく、体制整備の観点から将来的に整備していくべき基幹統計は何かという議論と、基幹統計として即指定すべきものは何かという議論の両方を行う必要がある。
 - － 基幹統計と基幹統計調査の対応関係は1対1のみではなく、1対複数もあり得、その選択は、メリット等を勘案して決める。

- － 基幹統計が、統計調査と行政記録情報との混在により作成されても可。
- ・ 基本計画に位置付けないと、基幹統計として指定され得ないのか。
 - 基本的にはその理解。ただし計画策定後の状況の変化に対応する必要がある。
- ・ 調査統計と加工統計及び業務統計を区分して議論する必要があるのか。
 - 新統計法上、調査統計と加工統計及び業務統計は別の規定がされており、区分して考えることが必要。

議題４：その他

- ・ ４月下旬の統計リソースの議論の際には、諸外国のリソースの状況（国全体に占める統計予算や人員の割合等）について、資料を用意していただきたい。

次回は、３月７日（金）１４時から総務省第二庁舎で開催する。

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>